

二〇一九年度文芸資料研究所シンポジウム「源氏物語、伝統と未来」

三条西家の古典学—古今伝受と源氏伝受—

小高 道子

三条西実隆は歌人として約八千首の和歌を収める歌集『雪玉集』を残す一方で、宗祇の一番弟子として古今伝受を継承した。そして在位中の天皇に『古今和歌集』講釈をするなど歌壇の第一人者として活躍した。古今伝受をはじめとする実隆の歌学は公条、そして実枝へと三条西家の系図通りに継承された。

三条西家の古典学は古今伝受に限らず『源氏物語』にも及ぶ。藤原俊成が『六百番歌合』の判詞で「源氏見ざる歌よみは遺恨の事なり」と記して以降、歌人にとって『源氏物語』を「見る」ことは必須であった。古今伝受ほど喧伝されていないが、三条西家は『源氏物語』の解釈も継承していた。公条・実枝が継承した『源氏物語』の解釈は中院通勝がまとめた『岷江入楚』により窺うことができる。

本稿では古今伝受・源氏伝受の両面から、三条西家の古典学について検討を加えたい。

一 三条西家の古今伝受

古今伝受とは、『図書寮典籍解題 続文学篇』（一九五〇年 養徳社）が記す通り^②師弟関係によって『古今和歌集』の解釈を継承する秘伝であった。三条西実隆が宗祇から伝受した古今伝受は、公条そして実枝へと三条西家の系図通りに継承された。三条西実隆の子孫を次に掲げておく。

- ・ 三条西実隆(さねたか) (一四五五―一五三七)。三条西公保の次男。法号は逍遙院。
- ・ 三条西公条(きんえだ) (一四八七―一五六三)。実隆の次男。法号は称名院。
- ・ 三条西実枝(さねき) (一五一一―一五七九)。公条の子。法号は三光院。
- ・ 三条西公国(きんくに) (一五六一―一五八八)。実枝の子。号は円智院。
- ・ 三条西実条(さねえだ) (一五七五―一六四〇)。公国の長男。法号は香雲院。

ところが実枝が六十歳になった元龜元年(一五七〇)に公国はわずか十五歳であり、実枝は直接公国に相伝することができなかつた。そこで実枝は公国の成長後に公国に返す事を条件にして、細川幽斎に古今伝受を相伝した。歌学界最奥の秘伝を武將に預けたことについて、これまでは「堂上公家の悲しむべき無能さ」が、市古貞次氏などにより指摘されてきた。だが、確実に三条西家に戻ることを考えるなら、幽斎が武將であり歌学を本業としなかつたことは、実枝にとって好ましいことであつたのではないだろうか。

市古貞次氏「細川幽齋試論」(『白百合女子短期大学研究紀要』二・一九五六年)

それほどまでに重大な最後のものを、幽齋という一介の武人にしか伝え得なかった堂上公家の悲しむべき無能さが窺われて興味深い。

伊藤敬氏「三条西実枝評伝」(『国語国文研究』三九・一九六八年)

(相伝の背景となった実枝と幽齋との血縁関係を考証して)

古今伝授は、少なくとも実枝・幽齋間にあつては(中略)精密に考究されるべき余地をいまだ文学史上に残しているように思われる。

小高道子「三条西実枝の古今伝受」(『和歌文学論集』十 風間書房 一九九六年)

だが、逆に、幽齋が武将であり歌学を本業としなかったからこそ、実枝は幽齋を選んだとも考えられよう。歌壇で活躍中の公家に相伝すれば、古今伝受はその家の秘伝になるであろう。それよりも武将である細川幽齋に預けた方が、自分の家の秘伝とせずに、公国に返す確率が高いと判断したのではないだろうか。東常縁から宗祇、そして三条西実隆へと、それまでは優秀な門弟を選んで相伝してきた歌学界最奥の秘伝を、その能力にかかわらず三条西家で世襲しようとしたことは、古今伝受史における極めて重大な変化である。

二 実枝から幽齋への古今伝受

実枝から細川幽齋への古今伝受は、元龜三年(一五七二)の誓状提出に始まり、天正四年(一五七六)の証明状の授与に終わった。誓状提出というが、その内容は弟子が勝手に起草するのではなく、師匠が指示した文章を、弟子はその

まま清書して提出している。⁽³⁾ 幽齋が実枝に提出した誓紙の内容を実隆が宗祇に提出した誓紙と比較すると、幽齋の誓状が繁雑になっていることがわかる。次に両者を比較してみよう。まず、それぞれの誓状を引用する。

実隆の誓状(早稲田大学図書館蔵『古今相伝人数分量』)

古今集事、伝受之説々更以不可有聊爾候儀、此旨私曲候者可背、両神天神之冥助者也、仍誓状如件

幽齋の誓状(宮内庁書陵部蔵)

古今集御伝受之事、二条流正嫡流為請御説之上者、永如親子不可存疎意候。於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之候、又与他流令混乱、是非之褒貶禁制之段、如道之法度存其旨候。将又御伝受之後、不蒙免許者、聞道説道之義、努々不可有聊爾候。若此条々令違背者、大日本国中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、殊和歌両神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也。仍誓状如件

実隆の誓状が伝受を受けた説を聊爾したり私曲したりしないことを両神天神にかけて誓っているのに対して、幽齋の誓状は、まず古今伝受を受けた以上は永く親子の如きものであり疎意にはならないと誓っている。これは三条西家内で継承するときには言うまでもないことであり、三条西家の外に出すからこそ付け加えられた言葉であろう。そして伝受した内容を他言口外しないことのみならず、「他流」と「混乱」することや「是非之褒貶」も禁止されている。実枝は幽齋に対して、実枝から継承した秘伝に手を加えることなく、そのままの形で公国に伝えることを求めたと見えよう。そしてこれらの誓状に背いたときに「冥罰」を与える神仏の数も増えている。実枝は幽齋がそのまま公国に返す事を期待して、このように誓状の内容を変えたのであろう。同様の変化は証明状にも見られる。次に両者をあげて

おく。

実隆への証明状(早稲田大学図書館蔵「古今相伝人数分量」)

古今集之事／以相伝之説不残口伝所奉授 侍従中納言殿也

幽斎への証明状(宮内庁書陵部蔵)

古今集事／右吾道之好士藤孝長岡兵部大輔依感麟角之志、不愧牛毛之才面受口決等不胎秘説授之訖、抑当流正嫡之説、東素暹伝受之時為家卿奥書云号奥書 門弟之中第一之由被載之、天下之眉目何事如之、今藤孝所伝亦復如是者乎、雖為一句一言堅禁漏脱、深守法度不可忽之而已

実隆の古今伝受を継承し幽斎に預ける実枝は、秘伝が再び三条西家に戻るようにできる限りの努力をした。実枝は幽斎への古今伝受終了後、三年も経たない天正七年(一五七九)正月二十四日に病没した。

三 幽斎から公国への返し伝受(天正七年六月～同八年)

幽斎は実枝との約束を忠実に守り、実枝の死後半年も経たない天正七年六月十七日に公国に古今伝受を開始し、翌天正八年七月(日付注記なし)に終了した。その時の誓状と証明状は智仁親王により書写され宮内庁書陵部に伝わる。

誓状

古今集事、伝受之説、三光院被申置候以筋目、更不可有聊爾之儀、此旨私曲候者、可背 両神天神冥助者也、仍誓文如件

天正七年六月十七日

長岡殿

証明状

古今集事

三光院殿当流相承説之事、对本家可還申之由、任御遺戒、不胎面授口決等、謹奉授大納言公国卿訖

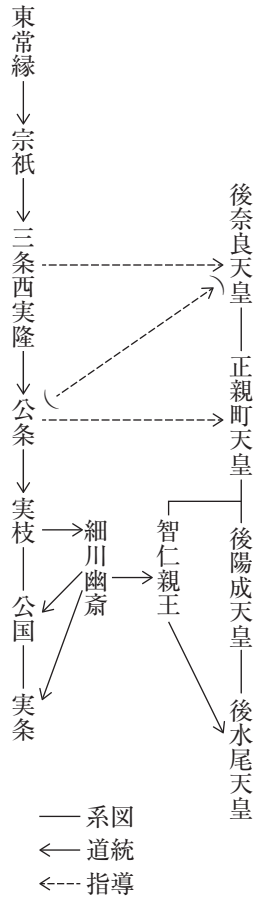
天正八年月日⁽⁴⁾

兵部大輔源藤孝判

誓状には「三光院被申置候以筋目」、証明状には「三光院殿当流相承説之事」「对本家可還申之由、任御遺戒」とある。このことから公国への古今伝受は、三光院すなわち実枝の「遺戒」に従って、「本家」である三条西家に「還」すために行われたことがわかる。誓状に記す文章は相伝する側が準備して弟子はそのまま清書していたから、これらの文章は、実枝が生前に準備して幽斎に託したものと推定できる。幽斎は実枝の遺志を忠実に守り、公国に古今伝受を還したのである。

ところが公国は、天正十五年に三十二歳の若さで早逝した。幽斎は再び三条西家の古今伝受を受け継ぐ唯一の継承者になってしまった。公国に古今伝受を行った後、幽斎は実枝への誓状から解放されて、「他流」の古今伝受資料を収集していた。これらの資料は「与他流令混乱」を禁じていた三条西家には返す事ができない。五十四歳になった幽斎は、実枝から継承した三条西家の古今伝受と、自らが収集した「他流」の資料とをあわせて伝える伝受者を求めていた。そ

ここで古今伝受を相伝したのが皇弟である智仁親王である。幽斎が智仁親王に古今伝受を伝えたことにより古今伝受は三条西家から御所に移り、「御所伝受」として幕末まで御所で伝えられることになった。ここでこれまで述べた古今伝受の道統を图示しておく。



四 幽斎から智仁親王への古今伝受（慶長五年（一六〇〇））

慶長五年三月十九日、智仁親王は幽斎に誓状を提出して、ここに幽斎から智仁親王への古今伝受が開始された。時に幽斎は六十七歳、智仁親王は二十二歳であった。誓状を提出した日から講釈が開始された。講釈は「古今和歌集」という「題号」の講釈から始まり、四季から羈旅まで巻の順に行われ、巻十「物名」を飛ばして巻十一恋に進んだ。そのまま故実通りに講釈を進めたが、巻十九雑躰、巻十物名の講釈が終わったところで幽斎は講釈を中断して「参陣用意」の

ために丹後に帰国した。慶長五年といえは関ヶ原の戦が起きた年である。家督を忠興に譲ったとはいえ、幽齋は武將として忠興が出陣した後を守っていた。古今伝受の途中であったからであろうか。留守を守る幽齋のもとを公家が訪れて、連歌を楽しんだりしている。そうした中、幽齋は田辺城を石田三成方の軍に囲まれ籠城する。武將として戦に臨んでいる幽齋に対して、京都では幽齋を案じる公家により幽齋救出の動きが進んでいた。死を覚悟した幽齋は、講釈の途中であったにもかかわらず智仁親王に古今伝受の相伝終了を示す証明状を送り、形式的には智仁親王に古今伝受が終了したことにした。この時の相伝終了を示す証明状が宮内庁書陵部に伝わる。

幽齋から智仁親王への相伝証明状(宮内庁書陵部蔵)

古今集事／三光院当流相承之事、不胎面受口決等謹而奉授 八条宮訖

慶長五年七月廿九日 玄旨(花押)

講釈の途中であり、切紙等の秘説も伝えていないにもかかわらず、「不胎面受口決等」すなわち「面受口決等」を残らず相伝したことにしたのである。籠城中という緊急事態とはいえ、講釈の途中で証明状を与え、古今伝受がすべて終了したことにしたのは、古今伝受史における大きな出来事であった。その後、田辺城は後陽成天皇の勅命により開城された。武將の戦が勅命により左右されたのであるから、歴史的にも重大な出来事と言えよう。

幽齋の戦が終わると智仁親王は古今伝受資料の書写収集をはじめた。そして、その後の書写収集活動により、智仁親王は幽齋の古今伝受を名実ともに継承した。書写校合が一段落した慶長七年九月七日、智仁親王は幽齋と三条西家に礼をしている(『智仁親王御記』)。幽齋が与えた証明状に「三光院当流相承之事」とあるように、幽齋が智仁親王に伝

えた古今伝受は、三光院(実枝)から受けた古今伝受であった。そのため智仁親王は幽斎とともに三条西家に礼をしたのであろう。この礼が終わった後、古今伝受は三条西家の秘伝から御所の秘伝となる。寛永二年(一六二五)、智仁親王は後水尾天皇に古今伝受を伝えた。在位中の天皇が継承することにより古今伝受の中心は三条西家から御所へ移り、以後、古今伝受は御所伝受として幕末まで御所において継承された。

五 源氏物語と和歌

藤原俊成が『六百番歌合』の判詞で「源氏見ざる歌よみは遺恨の事なり」と記してから、和歌を詠むためには『源氏物語』を学ぶ必要があるとされている。まず、その部分を検討してみよう。(引用は『新編国歌大観』により、私にA B C Dを付し、改行を加える)。

(冬上)十三番 枯野 左勝

女房

五〇五見しあきをなにのこさむくさのはらひとへにかはる野辺の気色に

右

隆信

五〇六しみがれの野べのあはれを見ぬ人や秋の色にはこころとめけむ

右方申云、くさのはらききよからず、左方申云、右歌ふるめかし

判云、左、

A なにのこさんくさのはらといへる、えんにこそ待るめれ、右方人草の原難申之条、尤うたたある事にや、

B 紫式部歌よみの程よりも物かく筆は殊勝なり、

C そのうへ花宴の巻はことにえんなる物なり

D 源氏見ざる歌よみは遺恨の事なり、右、心詞あしくは見えざるにや、但、常の体なるべし、左歌宜し、勝と申すべし

二条流の歌人・歌学者にとつて俊成・定家・為家の言葉は極めて重い規範であつた。三人の選んだ『千載和歌集』『新勅撰和歌集』『続後撰和歌集』は家の三代集として重視され、『六百番歌合』をはじめとする判詞に記された言葉は規範として重視された。俊成のこの言葉も、歌人としてどのように源氏物語を学び、詠歌に活かすか、という視点で歌学者により検討が加えられている。この判詞について、伊井春樹氏は次のように説明された。

俊成は「草の原」のことばの背後に花宴巻を連想し、艶なる内容として受容している。つまり俊成の想念には光源氏と朧月夜による情趣的な場面が展開して感興を催したのであり、それ故に良経の歌は優美なる姿を持っていると高く評価されるにいたつたのである。そうすると俊成のようにこの歌を味わおうとすると、源氏物語の美的情趣を持たなければおよそ鑑賞できないことになる。

〔『源氏物語注釈史の研究』(一九八〇 桜楓社)〕

この伊井氏の解説にある「情趣的な場面」の語は、その後の源氏物語研究に大きな影響を与えている様に思われる。これに対して三条西家の注釈では、俊成の言う「艶」を歌学用語の艶と解釈し、俊成の判詞を念頭において花宴巻を解

釈しようとしている。三条西家の源氏物語解釈は、中院通勝により整理され、『岷江入楚』にまとめられた。同書で「秘」として記されたのが三条西公条説であり、「箋」として記されたのが三条西実枝説である。次に俊成の判詞に関わる部分について、新日本古典文学全集の解説・口語訳と『岷江入楚』とを比較することにより、現代の口語訳と三条西家の解釈とを比較検討したい。『岷江入楚』の引用は源氏物語古註釈叢刊により、源氏物語古註集成の番号で項目を示す。論述の都合上、引用箇所私に番号を付し、古註集成の番号を○内に記した。

1 A 「くさのはら」について — 朧月夜の和歌に対する評価 —

○(七二) うき身よにやかて消なはたつねても草のはらはとはしとやおもふ
と言ふさま、艶になまめきたり

・新日本古典文学全集『源氏物語』（以下「全集」と略す）解説

私がこの世から消えたとしたら、あなたは私の名を知らぬからとて、「草の原」（死後の魂のありか）を尋ねないつもりか、と問う歌。源氏が執拗に名を問うのに応じた歌だが、贈答歌としては、異例にも女の方から詠みかけた贈歌。男に心を傾けてしまった女の、相手の情愛を確かめようとする表現。源氏に心ひかれる気持が、優艶な表情として表れ出る趣

「源氏に心ひかれる」朧月夜が「贈答歌」としては、異例にも女の方から詠みかけた贈歌であり、「相手」すなわち源氏の情愛を確かめようとする「和歌だと解釈されている。これに対して『岷江入楚』は、「しきりに名を尋ねることから」志が「ふか、らぬ」ことが「しられたる」という。なぜなら「真実の志ならはなき跡までも尋らるへき」であるから、という。そして、名を尋ねられたことに対して切返したこの和歌を「名答の作者也」と記している。

弄 此ま、はかなく消なは草の原までも尋給へき事なるに名のりし給へとあるはなのらすはたつね給ましきにやとかこちたる哥也 秘同

箋曰しきりに名を尋らるゝにて志のふか、らぬはしられたる也 其ゆへは真実の志ならはなき跡までも尋らるへき也 今にかきるへきことかはと也 名答の作者也 なのらすは尋給ましきかと恨たる也河 弄秘箋大略同じ義也

○(一八五)心いるかたならませは弓はりの月なき空にまよはましやは

『岷江入楚』は、一八五の和歌も、「草の原」の和歌と同様に、こうした源氏の「志」に対する不審を切返した和歌であると解釈した。そして「朧は天性哥よみ也」と朧月夜の和歌を高く評価している。

河 (略)

花 比はやよひの廿日あまりなれはやうく弓はりの月になる比也 まよふといふは心にいらぬ故にこそあれと源の哥の中の五文字にかゝりたる返哥也 弄同

秘 ふかく心に入たる事ならはたつねまとはさらましと也 前の哥のまとふ月といふにかゝりたる返哥也 臙は

天性哥よみ也 弄同

聞書 此中の五文字にかゝりたるとかめやう前の草の原も同し様也 面白也

箋曰 真実心にいる事ならはたとる義は有ましき也 源のまとふ哉とあるをとかめてまとふとあるはうはの空なる心からと也 比は廿日あまり下弦の月也

「草の原」は、「死後の魂のありか」(全集注)という意味から離れて、源氏の言葉をとらえて切返した「草の原」を含む和歌を指す言葉になった。そして一八七の注では花鳥余情の「草の原をはとほしとや思ふといひし其人」という表現を引用している。

2 B 紫式部歌よみの程よりも物かく筆は殊勝なり —本歌の取り方—

臙月夜の和歌に限らず花宴卷には、『岷江入楚』が高く評価する和歌が多いが、和歌ではない本文についても高く評価した項目が見られる。

○(一四九)外の散りなむとやをしへられたりけん

花 古今哥に外の散りなん後そさかましとよめるは花にいひをしへたる心なれは哥の詞になき事をも心をとりにかくのこつくかける也 定家卿の哥はおほくは此物語より出たりとみえ侍り いこま山いさむる花にみる雲のうきて思ひのたゆる日もなし とよめるは本哥の雲なくしそといへるは雲をいさめたる心なれはやかて心をとりにいさむる花とよみ侍る也 この詞に相似たるやうなればよりもつかぬ事なれと筆の次に申侍る也 大かた源

氏などを一見するは哥などによまむ為也　よまむにとりては本哥本説を用へきやうをしらすしてはいか、と思ひ給へ侍れはいときなき人の為にするしつけ侍る也

箋曰　みる人もなき山里の桜はな外の散りなむ後そさかまし　後そさかましといふは花にいひ教たると云義にてをさへて書也　定家卿い駒山いさむる峯に——雲なかくしそと云はいさめたる心なれば如此用る也　此哥の取やう外のちりなんの引哥を手本と取やう也　已上花　已上箋

秘面白き書様也　古今の本哥に後そさかましとをしへたるをもて書たる詞也　花鳥にみえたり　弄同
私云　此取やう尤絶一妙の事とそ　心を付へし——内異同有り

この「外の散りなむとやをしへられたりけん」という表現は、『古今和歌集』の「見る人もなき山里の桜花ほかの散りなむのちぞ咲かまし」をもとにしたものであるが、『古今集』の和歌には「をしへ」という言葉はない。教えるという言葉は用いていないが、「花にいひをしへたる心」であるので、「哥の詞になき事をも心をとりにてかくのことくかける」という。そしてこのように、本歌とする和歌の言葉にはない言葉を、和歌の意味を用いて詠むことの例として定家の「いこま山いさむるみねにゐる雲のうきて思ひはきゆる日もなし」（『拾遺愚草』二〇四六）を挙げる。この歌の本歌となった『伊勢物語』二十三段の和歌「君があたり見つつを居らむ生駒山雲なかくしそ雨は降るとも」（『新古今和歌集』一三六九）には「いさむる」という言葉はないが、「雲なかくしそ」というのは「雲をいさめ」た「心」であるので、「いさむる花」と詠んだというのである。そして、定家の和歌の多くは「此物語」すなわち源氏物語「より」出たという。『源氏物語』などを一見するのは歌などに詠むためであり、詠むためには本歌本説の用い方を知らなければならぬので、書き付けた『花鳥余情』は記している。そしてこの様な歌の取り方は、「外のちりなん」と記したこの『源氏物語』の本文を「手

本」としている。「花」「箋」が記していると岷江入楚は記している。本歌の取り方については、『花鳥余情』が詳しく説明しているが、その内容を実枝も継承している。歌人にとって本歌の取り方は極めて重要である。この注から、『花鳥余情』を継承した三条西家の歌学者は、詠歌の参考にするために『源氏物語』を学んでいたことがわかる。

3 その他

○(六七)「程なく明ゆく」の注

源氏が朧月夜と会い、和歌の贈答をした後で、『源氏物語』は「ほどなく明けゆけば、心あはたたし」と記す。この「ほどなく明けゆけば」について『全集』は「官能の時間が一瞬のうちに過ぎ去る」と注を付す。源氏が朧月夜とともに時を過ごしていることから、その「官能の時間が」「一瞬のうちに過ぎ去り」、「ほどなく明けゆく」というのであろう。これに対して『岷江入楚』は「春のみしかよのふけたるさま思ふへし」と春の夜が短いことを指摘している。和歌の世界では、秋の夜は長く、春の夜は短いものとわれている。『源氏物語』が「ほどなく明けゆけば」と記したことについて、春の夜だから短く、「ほどなく明けゆく」と注を付したのであろう。この注釈の違いからも、三条西家の注釈の特徴をうかがうことが出来る。三条西家の歌人は、俊成の言葉に従い、詠歌のために源氏物語を学んだ。三条西家の家学の中心は詠歌・歌学であったと言える。

三条西家で継承された歌学は、公国・実条と二代続けて三条西家内で継承することが出来ず、智仁親王から後水尾天皇に相伝されて御所伝受として御所で継承された。しかしながら現在、歌会始などの宮廷和歌は、古典和歌ではな

く現代短歌が中心になっている。この場にいらっしやる三条西家の御当主には、三条西家中興の祖として、三条西家の歌学を再興して下さる事を願って、本報告を閉じたい。

注

- (1) 引用は新編国歌大観による。
- (2) 『図書寮典籍解題続文学篇』は次のようにいう。
古今伝受は師から古今和歌集についての講釈解読をうけつぐ伝承形式である。随って授ける相伝と受ける伝受との二要素が必ず存し、この両者は明らかに区別せられた。
- (3) 三条西実枝の古今伝受の他、細川幽斎の古今伝受については「細川幽斎の古今伝受」(『国語と国文学』一九八〇年八月号)、「関ヶ原の戦と古今伝受」(『国語と国文学』一九八一年十一月号)、返し伝受については「二つの返し伝受」(『梅花短大国語国文』一九八九)、源氏物語と和歌については「源氏物語」と和歌」(『中京大学国際教養学部論叢』二〇一三・九)、「歌よみ」と源氏物語」(『中京大学文学部紀要』二〇一六・三)などで論じた。本稿は、論述の都合上、これらと重複する。
- (4) 年月の注記のみで、「日」を示す数字を欠く。

付記

本稿は実践女子大学文芸資料研究所主催のシンポジウム「源氏物語、伝統と未来」における報告をもとに記したものです。御高配を賜りました関係各位に深謝申し上げます。